

山口県医療的ケア児支援 サポートブック



山口県健康福祉部障害者支援課

はじめに

近年、医療技術の進歩等を背景として、新生児集中治療室に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的なケアが必要なお子さん（「医療的ケア児」）が増えています。

県では、こうしたお子さんとそのご家族が地域で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を図ることを目的とした協議の場として、平成30年度に山口県医療的ケア児支援地域協議会を設置し、意見交換や情報共有を図っているところです。

本協議会での協議等も踏まえながら、令和元年度に医療的ケアの必要なお子さんにご家族の生活状況や支援ニーズを把握するための調査を実施したところ、医療的ケア児の支援に係る情報の集約を求める声が寄せられたことから、ご家族の必要とする支援制度や利用方法等をサポートブックとして取りまとめることとしました。

この「医療的ケア児支援サポートブック」は、ご家族が必要とする福祉や医療等のサービスの具体的な内容や利用方法の紹介のほか、各種手当や医療費の補助等の経済的な支援制度や災害等の緊急時への備えについても記載しています。

ご家族の皆さんが、自宅で安心して生活を送るために、また、医療的ケア児の支援に携わる方の参考として活用されるよう、多くの方に役立てていただければ幸いです。

県としましては、今後も協議会や市町、関係機関等と連携して、医療的ケアの必要なお子さんにご家族の支援に取り組んでまいります。

令和2年12月

山口県健康福祉部障害者支援課

< 目 次 >

1	医療的ケア児とは	3
2	障害者手帳等の種類	3
3	主な相談支援機関	4
4	医療、障害福祉、教育等の制度について	5
	■ 医療サービス	5
	■ 障害福祉制度	6
	■ 保育・教育に係る制度	10
	■ その他の制度（相談会等）	11
5	経済的支援制度について	13
	■ 医療費助成制度	13
	■ 手当の支給	15
	■ 年金・共済	16
	■ 補装具等の支給	17
	■ その他の利用できる制度等	17
6	緊急時に対する備えについて	19
	■ 自然災害に備える	19
	■ 養護者の不測の事態に備える	21
	■ 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）	22
7	相談窓口等の一覧など	25
	■ 行政機関	25
	■ 障害児支援施設・事業所	27
	■ 関係する親の会	29



1 医療的ケア児とは

医療的ケア児とは、たんの吸引や経管栄養、人工呼吸器の装着など、日常生活を営むために医療的なケアを要する状態にある子どものことです。

医療的ケア児は、自力で動くことができる子どもや、身体・知的に重度の障害がある子どもなど、容態は様々です。



<主な医療的ケアの内容>

主な医療的ケア	主な内容
吸引 (たん・唾液等)	筋力の低下などが原因で、自力でたんなどの排出が困難な場合に、口腔、鼻腔から吸引器でたんなどを吸引する
経管栄養 (胃ろう・腸ろう等)	摂食・嚥下の機能に障害があることが原因で、口から食事を摂れない、十分な量を摂れない場合などに胃や腸、鼻腔にチューブを通して流動食や栄養剤を注入する
吸入(薬剤)	たんを切れやすくするために機器(ネブライザー)等を使い、薬剤を吸入する
人工呼吸器の管理	呼吸機能の低下が原因で、うまく呼吸ができない場合などに人工呼吸器の機器を使い、肺に酸素や空気を送る
酸素療法(在宅酸素療法)の管理	呼吸機能の低下が原因で、体内の酸素が不足している場合、酸素濃縮器の機器を使い、酸素を補う
パルスオキシメーターの管理	パルスオキシメーターは、酸素療法を行う際や人工呼吸器を使う時に呼吸状態を把握するためのモニタリング機器
気管切開部の管理	呼吸機能の低下が原因で、口や鼻から十分に呼吸ができない、栄養が摂れない場合などに気管を切開して機器を装着する
導尿	自己での排せつが困難な場合に膀胱にチューブを入れて尿を出す

(平成30年 厚生労働省政策統括官付政策評価官室 アフターサービス推進室作成
「医療的ケアが必要な子どもと家族が、安心して心地よく暮らすために」一部抜粋)

2 障害者手帳等の種類

障害者手帳等を取得すれば、交通機関の割引や税の減免などが受けられます。申請窓口は、小児慢性特定疾病児童手帳は県健康福祉センター、その他は各市町障害福祉担当課となります。

◆身体障害者手帳

肢体不自由や内部障害のある方に対して交付されます。障害の程度により1～7級(手帳交付の対象は6級まで)に区分され、等級により利用できる制度が異なる場合があります。

◆療育手帳

知的に障害のある方に対して交付されます。障害の程度によりA（重度）とB（その他）に区分され、障害程度により利用できる制度が異なる場合があります。

◆精神障害者保健福祉手帳

てんかん等の精神疾患や発達障害がある方に対して交付されます。障害の程度により1～3級に区分され、等級により利用できる制度が異なる場合があります。

3 主な相談支援機関

医療的ケア児とその家族には、多くの支援者や支援機関が関わり、それぞれの役割を担っています。

<主な相談支援機関の一覧>

支援者（職種等）		役割	配置されている支援機関
医療	医師	・子どもへの通院、自宅訪問による診療、投薬 ・看護師等への医療的ケアやリハビリなどの指示	病院、診療所
	看護師	・子どもへのケアの実施や体調管理 ・家族へのケアの教育や医療に関する相談	病院、診療所 訪問看護ステーション
	医療ソーシャルワーカー	・経済的、心理的、社会的な問題に関する相談 ・在宅生活に向けた関係機関との連絡、調整	病院
	理学療法士(OT) 作業療法士(PT) 言語聴覚士(ST)	・子どもへの姿勢管理やコミュニケーション手段の獲得、摂食・誤嚥などに関するリハビリテーションの実施	病院、診療所 訪問看護ステーション
保健	保健師	・育児や子どもの発達に関する相談 ・関係部署との保健や福祉に関する連絡、調整	市保健センター 県健康福祉センター
療育	保育士 児童指導員	・子どもへの保育や療育の実施	保育所 障害児通所支援事業所
福祉	相談支援専門員	・障害福祉全般に関する相談 ・福祉サービスの利用計画の立案や利用調整	相談支援事業所
	介護員 (ヘルパー)	・自宅や施設での食事介助や入浴介助などの支援	居宅介護事業所 など
教育	教員 (教育相談担当)	・就学や学校生活に関する相談 ・子どもの発達やニーズに応じた教育	学校（特別支援学級） 特別支援学校
行政	行政職員	・サービスや制度、施設利用等についての説明や申請手続き	障害福祉担当課、児童福祉担当課 など

4 医療、障害福祉、教育等の制度について

医療的ケア児とその家族が利用することができる医療や障害福祉のサービス、教育等の制度について紹介します。

<主な支援制度の一覧>

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳	19歳～
医療サービス P5	訪問診療										
	訪問看護・訪問リハビリ										
障害福祉制度 P6	障害児相談支援（計画相談支援：18歳～）										
	居宅介護（重度訪問介護：18歳～）										
	短期入所（ショートステイ）										
	児童発達支援（医療型・居宅訪問型）							放課後等デイサービス			生活介護等
	保育所等訪問支援										
	障害児入所施設（障害者入所施設：18歳～）										
地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援・訪問入浴サービス）											
保育教育 P10	保育所						学校（特別支援学級） 特別支援学校				大学等
					幼稚園						
その他 P11	乳幼児健康診査										
	乳幼児発達クリニック										
	総合療育システム・在宅障害児療育支援事業										

○ 医療サービス

周産期母子医療センター等を退院した後、自宅で医療サービスを利用することができます。利用に当たっては、主治医や看護師、訪問看護ステーション等に相談しましょう。

◆訪問診療（医療保険）

長期の療養を必要としながら病院等へ通院することが困難な方に対し、事前に予定を立てて定期的に自宅を訪問し、診察、相談、薬の処方や予防接種などを実施します。

各種保険に応じた自己負担が発生しますが、「小児慢性特定疾病医療費助成制度（P 14）」や「重度心身障害者医療費助成制度（P 15）」に該当する場合は、制度利用により負担を軽減することができます。



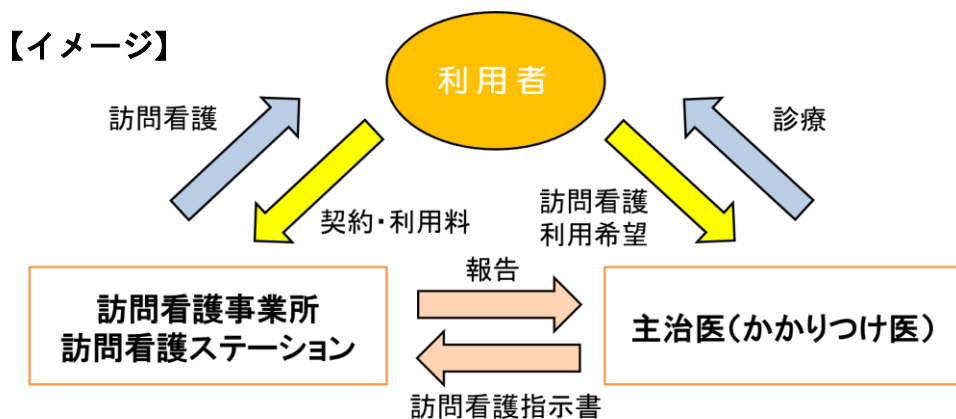
◆訪問看護（医療保険）

看護師等が定期的に自宅を訪問して、医師の指示のもと病状の観察や医療的なケア、医療機器の管理や操作・指導などを行うサービスです。育児全般の相談やご家族の健康相談なども併せてできます。

各種保険に応じた自己負担が発生しますが、「小児慢性特定疾病医療費助成制度（P 14）」や「重度心身障害者医療費助成制度（P 15）」に該当する場合は、制度利用により負担を軽減することができます。

<サービス利用の流れ>

- ①訪問看護等の利用したいサービスを選び、主治医等に利用希望の相談をします。
- ②医師の指示書が必要なサービスについては、主治医が指示書を作成します。
- ③利用するサービス事業所と利用契約を結び、訪問する曜日や時間などの利用調整を行い、サービスの利用を開始し、利用料を支払います。



◆訪問リハビリ（医療保険）

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などのリハビリの専門職が自宅に訪問し、医師の指示のもと、姿勢についてのアドバイスや関節が固まらないための運動、日常生活に係る動作の訓練などを行います。

○ 障害福祉制度

【障害福祉サービス・障害児通所支援等】

医療的ケア児とその家族の方が利用できる障害福祉のサービスがあります。

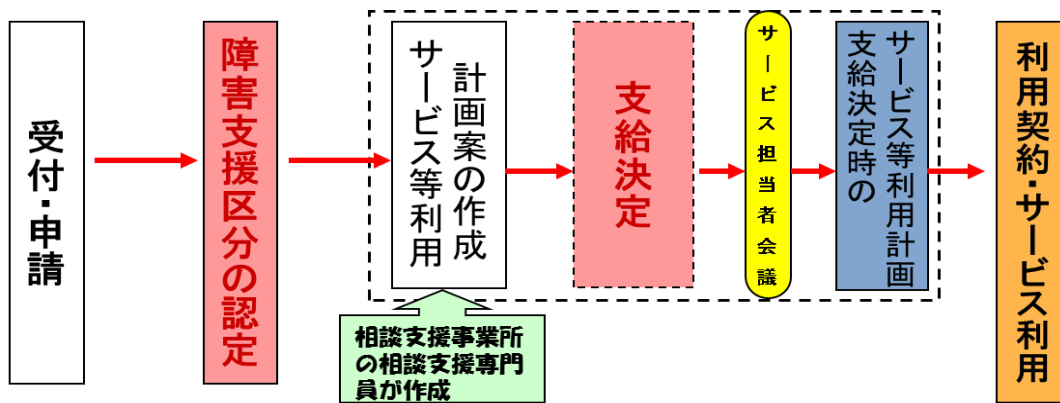
利用に当たっては、各市町が障害の種別や支援の必要度等に基づいて利用できるサービスや支給量などを決定しますので、市町障害福祉担当課や近隣の相談支援事業所等に

ご相談ください。

※障害児入所施設の利用については、児童相談所へご相談ください。(P23)

<障害福祉サービス利用の流れ>

- ①各市町障害福祉担当課へ障害福祉サービス等の利用について相談・申請をします。
- ②相談支援事業所の相談支援専門員へサービス等利用計画案の作成を依頼し、障害児の状況や保護者等の希望を考慮した計画を作成してもらいます。
- ③作成した利用計画案と障害児の障害の程度等を勘案して、障害福祉サービスの種類や支給量（利用日数等）を市町が決定します。
- ④利用する障害福祉サービス事業所等と利用契約を結び、サービスを利用し、毎月利用料を支払います。



◆障害児相談支援・計画相談支援

障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するための利用計画を作成したり、障害児者及びその家族の全般的な相談に対応するために専門の相談員が配置されています。

また、医療的ケア児の支援に関する専門的な研修を受けた相談員（医療的ケア児支援コーディネーター）が配置されている事業所もあります。配置先はP26に掲載していますが、最新の情報は各市町障害福祉担当課へお問い合わせください。

<利用対象者>

障害福祉サービスや障害児通所支援を今後利用しようとする障害児の保護者等

<医療的ケア児支援コーディネーターとは>

医療的ケア児支援コーディネーターは、医療的ケア児やその家族が地域で安心して暮らしていけるように、医療機関や福祉施設等の医療的ケア児等への支援に従事する者と支援に関する総合調整を行うために、専門の研修を修了している支援者です。相談支援事業所で勤務する相談支援専門員や保健所等の保健師、訪問看護ステーションの看護師等が資格を持っています。

◆居宅介護

自宅にヘルパーが訪問して、入浴や排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助、生活等に関する相談及び助言などの生活全般にわたる支援を行います。医療的ケアにも対応できるように、看護師が配置されている事業所もあります。

＜利用対象者＞

障害支援区分が1以上（障害児はこれに相当する場合）である者 など

◆短期入所（ショートステイ）

保護者等の居宅において介護を行う者が病気やその他の理由により、一時的に介護できなくなった場合に、障害者支援施設、障害児入所施設等の施設に一時的に入所し、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。



＜利用対象者＞

- ・福祉型（障害者支援施設等において実施）

障害支援区分が1以上である障害者又は障害児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

- ・福祉型強化（障害者支援施設等において実施）

厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当し、医療的ケアが必要な障害児・者

- ・医療型（病院、診療所、介護老人保健施設において実施）

重症心身障害児[※]・者 など

※重症心身障害児とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童

◆児童発達支援・医療型児童発達支援

主に小学校就学前の障害児に対して、日常生活上の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの療育を行います。医療的ケアにも対応できるように、看護師が配置されている事業所もあります。

また、地域の障害児やその家族の相談支援、他の障害児施設への援助・助言などを行う児童発達支援センターもあります。

＜利用対象者＞

- ・児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる障害児

- ・医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹機能に障害があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援等が必要と認められた障害児

◆居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により事業所へ通所することが著しく困難な障害児に対して、自宅を訪問して日常生活上の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等の療育を行います。

<利用対象者>

重症心身障害児等の重度の障害児であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

◆放課後等デイサービス

学校通学中の障害児が、学校終了後や夏休み等の長期休暇に、生活能力の向上を図るための基本的動作や知識技能の習得に向けた訓練などの療育を行います。医療的ケアにも対応できるように、看護師が配置されている事業所もあります。

<利用対象者>

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後等に支援が必要と認められる障害児

◆保育所等訪問支援

保育所や小学校等に通う障害児に対して、通っている学校等を訪問して、障害児が集団生活を送るための支援や、教員やスタッフ等へのアドバイスなどを行います。

<利用対象者>

保育所や小学校等に通う障害児であって、当該施設を訪問して専門的な支援が必要と認められる障害児

◆障害児入所施設

障害のある児童を入所により、保護、日常生活の指導及び知識や技能訓練を行う施設で、福祉型と医療型があります。医療型は、福祉サービスと併せて治療を行います。

<利用対象者>

重症心身障害児、肢体不自由児 など

<障害福祉サービス等の利用料>

障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する場合は、原則1割の利用料が発生します。世帯等の収入状況に応じて、利用者負担額に上限が設けられています。

【障害児（18歳未満）の場合】

区分	世帯の収入状況	利用者負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得者	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯	通所施設、訪問系サービス利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

※就学前障害児（3～5歳）の障害児通所支援に係る利用者負担は無償化されています。

【障害者（18歳以上）の場合】

区分	世帯の収入状況	利用者負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得者	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割）	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

【地域生活支援事業】

障害福祉サービス等とは異なり各市町が地域の実情に応じて柔軟に実施できる障害者総合支援法に基づく事業です。利用に当たっては、各市町障害福祉担当課へ相談ください。

◆移動支援

屋外での移動が困難な障害者等に対して、社会生活上必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

＜利用対象者＞

実施する市町が外出時に移動の支援が必要と認める者

◆日中一時支援

日中に、障害福祉サービス事業所等において障害児者を預かるとともに、普段介護している家族の一時的な休息を目的とするものです。医療的ケアにも対応できるように、看護師が配置されている事業所もあります。

＜利用対象者＞

実施する市町が認める者

◆訪問入浴サービス

身体に障害のある方の生活を支援するため、看護師や介護職員等が自宅を訪問して入浴サービスを提供します。

＜利用対象者＞

実施する市町が認める者

○ 保育・教育に係る制度

医療や障害福祉のサービス以外にも、医療的ケア児を安心して預けることができる専門機関等を紹介します。

◆保育所・幼稚園

保育所や幼稚園の中には、看護師等を配置することによって、集団活動が可能な障害児を預かることができる施設があります。対象の施設については、各市町児童福祉担当課、市町教育委員会等にお問い合わせください。

◆特別支援学級

特別支援学級は、障害による困難さがあり、特別な配慮が必要な子どもに対して、教育的ニーズに応じてきめ細かな指導を行う小・中学校に設置された学級の一つです。通常の学校に通いながら、子どものニーズに合った教育を提供します。

◆特別支援学校

特別支援学校は、様々な障害により学習や日常生活における困難さが高い子どもに対して、小・中学校に比べて、子どもの特性に合わせたより専門的できめ細かな指導を行っています。

看護師を配置するなどし、日常的に医療的なケアを必要とする子どもに対して、安心・安全に教育を受けられる環境を整備している学校です。

また、通学して教育を受けることが困難な障害児に対しては、自宅を訪問して授業を行う訪問教育を実施している学校もあります。



<特別支援学校一覧（令和2年10月1日現在）>

学校名	住所	電話番号
岩国総合支援学校	岩国市錦見3丁目7-11	0827-43-4331
田布施総合支援学校	熊毛郡田布施町大字川西1030	0820-52-3572
(高等部校舎)	熊毛郡田布施町麻郷奥127	0820-51-2112
周南総合支援学校	周南市大字久米761	0834-29-1331
徳山総合支援学校	周南市大字栗屋字小踏中崎267-1	0834-25-5378
防府総合支援学校	防府市大字浜方205-3	0835-22-6108
山口南総合支援学校	山口市鑄銭司2364-6	083-986-2007
山口総合支援学校	山口市朝田585-1	083-934-4811
宇部総合支援学校	宇部市黒石北5丁目3-20	0836-41-4036
下関南総合支援学校	下関市幡生町1丁目1-22	083-232-1431
下関総合支援学校	下関市富任町8丁目9-1	083-258-3033
(高等部校舎)	下関市後田町4丁目25-1	083-228-5030
豊浦総合支援学校	下関市豊浦町大字小串7-136	083-772-1331
萩総合支援学校	萩市大字椿東字中ノ迫5816-1	0838-25-7280
山口大学教育学部附属 特別支援学校	山口市吉田3003	083-933-5480

○ その他の制度（相談会等）

◆乳幼児健康診査（乳幼児健診）

妊娠中や産後の経過を確認するため、また、子どもの健やかな成長のため、定期的な健康診査を実施するものです。子どもの成長・発達をみるための大切な健診なので、対象年齢になったら早めに受診してください。

◆乳幼児発達クリニック

子どものからだの発育、運動機能の発達、ことばやしつけに関する専門相談など小児科医師や保健師等のスタッフにより、子どもの発育・発達を促すための方法、接し方、

適切な各関係機関の紹介を行っています。

相談を希望される方は、お住まいの地域の健康福祉センターや市町の担当課にお問い合わせください。

◆総合療育システム

心身障害乳幼児の早期発見、早期療育を目的とし、保健・医療・福祉・教育などの関係機関のネットワークによるシステムを構築しています。

主に1歳6カ月健診や3歳児健診など乳幼児健診を通じて発見された障害児や障害のおそれのある児童等について、医師等の専門家による療育相談会により、判定・診断を行い、今後の処遇方針を決定し、その後は療育サポート機関によるサポートや医師等によるフォローアップを行います。

相談を希望される方は、お住まいの地域の児童相談所にお問い合わせください。



◆在宅障害児療育支援事業

障害の疑いがありながら専門の療育機関を利用せず、一般的な子育て支援の中で過ごしている未就学の子どもと保護者、子どもの通う子育て機関を支援するため、療育機関の施設を開放した外来の方法による子どもへの療育指導、療育専門職員の保育所、幼稚園等への派遣による療育支援を行っています。

<利用窓口（令和2年10月1日現在）>

所在地	名称	電話番号	住所
岩国市	岩国市療育センター	0827-21-3211	岩国市室の木町3丁目6番12号
田布施町	児童発達支援事業所たんぽぽの家	0820-25-1010	田布施町大字宿井字尾尻1064番地2
周南市	鼓ヶ浦つばさ園	0834-29-1435	周南市大字久米752番地4
山口市	子ども発達支援センター愛	083-933-1070	山口市富田原町1番50号
	子育て支援センターしらさぎキッズ小郡	083-972-5722	山口市小郡新町2丁目7-15
宇部市	児童発達支援センターうべつくし園	0836-31-7489	宇部市あすとぴあ6丁目11番21-4号
下関市	下関市こども発達センター	083-233-9850	下関市幡生本町26番12号
萩市	子ども発達支援センターからふる	0838-22-2877	萩市椿東4509番地1

5 経済的支援制度について

医療的ケア児やその家族は、医療費の助成や様々な手当の受給等の経済的な支援が受けられます。障害の程度や所得制限、重複して受給できないものがありますので、詳細は各種申請窓口等へお問い合わせ下さい。

<主な手当等の一覧>

	名称	0歳～	小学校～	中学校～	高校～	18歳～	20歳～	備考	
医療費助成	養育医療	■							
	小児慢性特定疾病医療費助成制度	■					□		新規申請は18歳、継続は20歳まで
	自立支援医療（育成医療）	■							
	自立支援医療（更生医療）					■			
	乳幼児医療費助成制度	■							
	重度心身障害者医療費助成制度	■							
手当	障害児福祉手当	■							
	特別児童扶養手当	■							
	特別障害者手当						■		
年金・共済	障害基礎年金						■		
	心身障害者扶養共済制度	■							
用具等	補装具費の支給	■							
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付	■							
	日常生活用具給付	■							

※上記以外にも、各市町によって手当やタクシー利用券など独自の支援制度を設けている場合があります。お住まいの市町にお問い合わせください。

○ 医療費助成制度

◆ 養育医療

体重 2,000 g 以下、又は身体の機能が未熟なままで生まれた赤ちゃんが入院治療を必

要とするために、指定医療機関に入院した場合に、その医療費を助成する制度です。

※所得制限があります。

<申請窓口>

市町養育医療担当課（下関市は担当課及び保健センター）

◆小児慢性特定疾病医療費助成制度

18歳未満で小児慢性特定疾病（以下に示す国が指定した疾病）にかかっている児童等の治療に対し、保険診療の自己負担分の医療費の一部を助成する制度です。なお、18歳到達以前から医療費助成を受けていて、引き続き治療が必要な方は20歳到達まで利用できます。

<対象となる疾病>

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患

<給付の対象>

指定医療機関における診察、薬剤又は治療材料、医学的処置、手術、病院又は診療所への入院、訪問看護、移送費（一部対象）

<申請窓口>

住所地を管轄する健康福祉センター（下関市は担当課又は保健センター）

◆自立支援医療（育成医療）

18歳未満の身体に障害がある児童又は医療を行わないと将来障害を残すと認められる児童であって、確実な治療の効果が期待できる児童に対し必要な医療を給付する制度です。

※所得に応じて一部負担が発生する場合があります。

<給付の内容>

指定医療機関における診察、薬剤又は治療材料、医学的処置、手術、病院又は診療所への入院、訪問看護、移送費

<申請窓口>

市町障害福祉担当課（下関市は担当課又は保健センター）

◆自立支援医療（更生医療）

18歳以上の身体障害者の更生に必要な医療であって、その障害を除去又は軽減して職業能力を増進し、又は日常生活を容易にすること等を目的とする制度です。

※所得に応じて一部負担が発生する場合があります。

<給付の内容>

指定医療機関における診察、薬剤又は治療材料、医学的処置、手術、病院又は診療所への入院、訪問看護、移送費

<申請窓口>

市町障害福祉担当課

◆乳幼児医療費助成制度

小学校就学前までの方に対して、医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額の一部を公費補助する制度です。

※所得制限がありますが、市町によって異なります。

<申請窓口>

市町乳幼児医療担当課

◆重度心身障害者医療費助成制度

障害を有する方に対して、医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額の一部を公費補助する制度です。

※所得制限があります。

<対象者>

次のいずれかに該当する方など

- ・身体障害者手帳 1～3級
- ・療育手帳 A
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級
- ・特別児童扶養手当 1級

<申請窓口>

市町障害福祉担当課

○ 手当の支給

◆障害児福祉手当

20歳未満の在宅の身体又は精神（知的を含む）に重度の障害を有する児童（肢体不自由児施設等の施設に入所している者は対象外）に対して支給される手当です。

※所得制限があります。

<支給額>（令和2年4月1日現在）

月額14,880円

<申請窓口>

市町障害福祉担当課

◆特別児童扶養手当

精神又は身体に障害を有する児童（20歳未満）を養育している者に対して支給される手当です。

※所得制限があります。

<支給額>（令和2年4月1日現在）

1級：月額52,500円 2級：月額34,970円

<申請窓口>

市町障害福祉担当課又は市町児童福祉担当課

◆特別障害者手当

20歳以上の在宅の身体又は精神（知的を含む）に重度の障害を有する者（障害者支援施設等の施設に入所している人、病院や診療所に3か月を超えて入院している人は対象となりません。）に対して支給される手当です。

※所得制限があります。

<支給額>（令和2年4月1日現在）

月額27,350円

<申請窓口>

市町障害福祉担当課

○年金・共済

◆障害基礎年金

以下のすべてに該当する身体障害、知的障害及び精神障害のある方に支給される手当です。

<対象者>

- ①20歳前、国民年金の被保険者期間中（20歳以上60歳未満）、又は60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、障害の原因となった病気やけがの初診日がある方
- ②障害の程度が、障害等級表の1級又は2級に該当する方
- ③保険料の納付要件を満たしている方（20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要）

<支給額>（令和2年度）

1級：年額977,125円

2級：年額781,700円

※年金と障害者手帳等は別の制度であり、年金の「1級」「2級」は身体障害者手帳の「1級」「2級」等に連動していません。

<申請窓口>

市町国民年金担当課又は日本年金機構年金事務所

◆心身障害者扶養共済制度

障害児（者）の保護者等が毎月一定の掛金を20年以上納入することにより、保護者等の死後（又は重度障害となった場合）、障害者に毎月2万円又は4万円（加入口数による。）の年金が終身支給されます。

※一人につき2口まで加入できます。

<掛金>（月額／1口当たり）

※加入時の年齢により掛金額が異なります。

・ ~34歳： 9,300円

・ 50歳~54歳： 18,800円

・ 35歳~39歳： 11,400円

・ 55歳~59歳： 20,700円

・ 40歳~44歳： 14,300円

・ 60歳~64歳： 23,300円

・ 45歳~49歳： 17,300円

<申請窓口>

市町障害福祉担当課又は県健康福祉部障害者支援課

○ 補装具等の支給

◆補装具費の支給

身体障害者（児）や難病患者等の、失われた身体部位や部分を補って必要な身体機能を得たりするために補装具費が支給されます。

※難病患者等については、厚生労働省告示に定める疾病に限る。

<補装具の種類>

義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、座位保持
いす（児童のみ）、排便補助具（児童のみ）、起立保持具（児童のみ）、
頭部保持具（児童のみ）、重度障害者用意思伝達装置 など

<申請窓口>

市町障害福祉担当課



◆小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付

小児慢性特定疾病の子どもの日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行う制度で、世帯の収入状況に応じて定められた自己負担額と、日常生活用具ごとに定められた基準額を超える部分が対象となります。

<対象品目>

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、
体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カット
クリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器
系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻

<申請窓口>

市町障害福祉担当課

◆日常生活用具給付

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜と福祉の増進を図ります。

<日常生活用具の種類>

介護・訓練支援用具	・特殊寝台 ・特殊マット ・特殊尿器 ・入浴担架 ・体位変換器 ・移動用リフト ・訓練椅子(児童のみ) ・訓練用ベッド(児童のみ)
自立生活支援用具	・入浴補助用具 ・便器 ・頭部保護帽 ・T字状、棒状の杖 ・移動、移乗支援用具 ・特殊便器 ・火災警報機 ・自動消火器 ・電磁調理器 ・歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置

在宅療養等支援用具	・透析液加温器 ・ネブライザー（吸入器） ・電気式たん吸引器 ・酸素ボンベ運搬車 ・盲人用体温計（音声式） ・盲人用体重計 ・動脈血中酸素飽和測定器
情報・意思疎通支援用具	・携帯用会話補助装置 ・情報、通信支援用具 ・点字ディスプレイ ・点字器 ・点字タイプライター ・視覚障害者用ポータブルレコーダー ・視覚障害者用活字文書読上げ装置 ・視覚障害者用拡大読書器 ・盲人用時計 ・聴覚障害者用通信装置 ・聴覚障害者用情報受信装置 ・人工喉頭 ・福祉電話（貸与） ・ファックス（貸与） ・視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用） ・点字図書
排せつ管理支援用具	・ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具） ・収尿器 ・紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品）
居宅生活動作補助用具	・住宅改修費

<申請窓口>

市町障害福祉担当課

○ その他の利用できる制度等

◆やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

障害のある方などで歩行や車の乗降が困難な方が、事前に県から交付を受けた「利用証」を掲示することにより、制度協力施設に確保された「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用することができる制度です。

<申請窓口>

県健康福祉部厚政課、各健康福祉センター、各市町、山口県
社会福祉協議会、協力市町社会福祉協議会



◆ヘルプマーク

障害の方など、援助や配慮を必要としている方が、かばん等に装着したり、身につけることで、外出先で周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせることができます。

<配布窓口>

県健康福祉部厚政課、各健康福祉センター、各児童相談所、各市町



◆サポートマーク

内部障害・聴覚障害・発達障害・高次脳機能障害のある方、義足や人工関節を使用している方など「外見からは援助を必要としていることが分からない方」が、援助を得やすくなるよう、身に着けることで援助を必要としていることを知らせることができます。

<配布窓口>

県健康福祉部障害者支援課、各健康福祉センター、下関県民局



6 緊急時に対する備えについて

自然災害や養護者の急病等の不測の事態にも、医療的ケアを継続できるように日ごろから備えておく必要があります。以下の内容を参考に、日ごろから緊急事態に備えておきましょう。

○ 自然災害に備える

自然災害に備えてハザードマップの確認や避難所の把握、大規模停電時に備えた自家発電機等の準備、予備バッテリーの充電、非常持出品の準備、緊急時連絡先等の情報を事前に整理しておきましょう。



◆避難所について

災害時には、危険な場所から避難所等の安全な場所に避難する必要があるため、事前にお住いの市町へ確認しておきましょう。

避難所の種類	概要	自宅近辺の避難所
緊急避難場所	災害時に危険から逃れるための安全な場所	
指定避難所	被災し一定期間避難生活を送る必要が生じた場合の避難所	
福祉避難所	特別な配慮が必要な方が避難する避難所	

<避難経路図> ※事前に、避難経路を整理しておきましょう。

◆避難行動要支援者名簿*への登録

各市町は、障害者等で避難する際に特に配慮を要する方について、避難行動要支援者名簿を作成し、把握をすることが義務付けられていますので、事前にお住まいの市町へ相談しましょう。

※市町により名簿の名称は異なります。

◆自然災害等に備えて事前に準備しましょう

自然災害等に備えて、自宅内の環境整備や、非常持出品等を整理しておきましょう。

<チェック項目>

- 非常持出品等の整理をしておきましょう。
- 地震の際に、周りの家具などが子ども倒れてこないようにしておきましょう。
- 市町が作成している各種ハザードマップを確認し、地域の危険個所を把握しましょう。

※ 各種ハザードマップは各自治体で配布され、ホームページに掲載されています。

- 山口県医療的ケア手帳に、子どもの基本情報などを記入しておきましょう。

<非常持出品の例>

●医療に必要な物品

健康保険証、障害者手帳、お薬手帳、内服薬、山口県医療的ケア手帳

●医療機器に関わる必要物品

人工呼吸器、外部バッテリー（充電済）、アンビューバック、吸引器（充電又は手動式）、気管カニューレ、吸引カテーテル、吸引用水、予備の呼吸器

●経管栄養・経腸栄養・胃ろう

経管・経腸・胃ろうセット、栄養剤、注射器

●在宅酸素

酸素ボンベ（ 時間／本）

●気管切開

吸引器（充電又は手動式）、気管カニューレ、人工鼻、吸引カテーテル、吸引用水

●自己導尿

使い捨て手袋、導尿セット（カテーテル、ゼリー）

●ストーマ

ストーマ用品、ふき取り洗浄剤、使い捨て手袋

●一般的な持ち出し品

除菌ウェットティッシュ、ビニール袋 など



◆停電になった場合（特に人工呼吸器を使用している方）

停電になった場合でも、医療的ケアが継続できるように、普段から備えておきましょう。

<チェック項目>

- 停電時でも必要な医療機器が使用できるか確認しておきましょう。
- 停電時に使用できるバッテリーがあるか、充電できているか、保証期間内かどうか確認しましょう。
- 内蔵及び外付けバッテリーで何時間利用可能か確認しましょう。また、充電方法、充電時間も把握しておきましょう。
- ※ 仕様書にあるバッテリーの駆動時間等は劣化していない場合のものであり、仕様通りの機能が常に期待できるわけではありません。
- コンセントを抜いて停電時と同じ状況を作り、事前に使用方法や稼働時間を試しておきましょう。
- 停電時の対応や連絡先を、事前にメーカー等に確認しておきましょう。



<停電した場合>

- ①呼吸器を装着している方は、まず、充電器に接続する。
(バッテリーが内蔵されている機種は、対応時間を確認しましょう。)
- ②ブレーカーを確認する。
- ③自宅の周辺が停電しているか確認し、自分の家だけが停電している場合は漏電が、周辺が停電しているときは電線がどこかで破損している可能性があります。いずれも、電力会社に電話して対応ください。

○ 不測の事態に備えて

急病等で養護者が体調を崩してしまった場合、子どものケアをだれかにお願いしなければなりません。もしもの時のために、普段から緊急時の対応を想定しておきましょう。

◆緊急時に利用できる制度・サービス

- ①日中の短時間の場合 → 訪問看護を利用する。(P 6)
 - ②日中の長時間の場合 → 日中一時支援の事業所を利用する。(P 10)
 - ③入院等の長期の場合 → 短期入所の事業所を利用する。(P 8)
- ※②③については、すべての事業所が医療的ケア児に対応できるわけではないので、事前に対応可能な事業所を探しておきましょう。

○ 医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS）

MEISは、医療的ケア児等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、その対応に当たる医師・医療機関（特に救急医）等が迅速に必要な患者情報を共有するためのシステムです。MEISの利用に当たっては、医療的ケア児の家族及び医師による事前の申請・登録が必要です。詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。



【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09309.html

<利用申し込み方法>

- ① MEISのログインサイト (<https://meis.mhlw.go.jp/user/login>) から、「事業説明資料」、「ご利用申込書」及び「同意書」を印刷し、必要事項を記載します。
- ② 「事業説明資料」及び記入した「ご利用申込書」を主治医に渡し、主治医記入欄に必要事項を記入してもらいます。
- ③ 「ご利用申込書」及び「同意書」を郵送又はメールでシステム運用事業者に送付します。
- ④ 後日、システムを利用するためのIDとパスワードがメールで届きます。



※ 送付宛先は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

◆Q&A

Q1 具体的にどんなときに役立つの？

A1 たとえば、郊外の大型テーマパークに出かけた時や、学校の修学旅行で遠出したとき。万が一、遠方で発作等が起きた場合、搬送先はかかりつけ医の病院ではないため、普段のケア情報等を把握していません。こんな時でも、事前にMEISに登録していれば、搬送先でもご本人の基本情報や診察記録等がすぐに確認できるため、迅速な治療が可能になります。

Q2 どんな内容を登録するの？

A2 「基本情報」（本人の氏名や生年月日、住所地等）、「診察記録」（受診した際の診察記録、処方箋画像や手術・検査記録等）、「ケア記録」（看護師等によるケア等の記録）等になります。処方箋や検査の項目は、スマートフォンで撮影した画像をそのまま登録することもできます。



◆緊急時の連絡先を事前に調べておきましょう

関係機関	名称	担当者	電話番号
かかりつけ医			
緊急時受入病院			
訪問看護事業所			
相談支援事業所			
市町関係課			
保健センター			
健康福祉センター			
消防署			
医療機器メーカー			
その他			
中国電力（停電時フリーダイヤル）			

7 相談窓口等の一覧など

○ 行政機関

◆各市町障害福祉担当課

障害福祉サービス等の利用に係る相談や支給決定、自立支援医療や障害児福祉手当の申請を行っています。

市町名	住所	電話番号
下関市障害者支援課	下関市南部町 1-1	083-231-1917
宇部市障害福祉課	宇部市常盤町 1 丁目 7-1	0836-34-8314
山口市障がい福祉課	山口市亀山町 2-1	083-934-2794
萩市福祉支援課	萩市江向 510	0838-25-3523
防府市障害福祉課	防府市寿町 7 番 1 号	0835-25-2387
下松市福祉支援課	下松市大手町 3 丁目 3-3	0833-45-1835
岩国市障害者支援課	岩国市今津町 1 丁目 14-51	0827-29-2522
光市福祉総務課	光市光井二丁目 2 番 1 号	0833-74-3001
長門市地域福祉課	長門市東深川 1339-2	0837-23-1243
柳井市社会福祉課	柳井市南町 1 丁目 10-2	0820-22-2111 (内線 191)
美祢市地域福祉課	美祢市大嶺町東分 326-1	0837-52-5227
周南市障害者支援課	周南市岐山通 1 丁目 1	0834-22-8387
山陽小野田市障害福祉課	山陽小野田市日の出 1 丁目 1-1	0836-82-1170
周防大島町福祉課	周防大島町大字西安下庄 3920-21	0820-77-5505
和木町保健福祉課	和木町和木 1 丁目 1-1	0827-52-2195
上関町保健福祉課	上関町大字長島 503	0820-62-0184
田布施町町民福祉課	田布施町下田布施 3440-1	0820-52-5810
平生町町民福祉課	平生町大字平生町 210-1	0820-56-7113
阿武町健康福祉課	阿武町奈古 2636	08388-2-3115

◆児童相談所

18歳未満の子どもに関する相談機関で、療育手帳の判定などを行っています。

名称	住所	電話番号	対象市町
岩国児童相談所	岩国市三笠町 1 丁目 1-1	0827-29-1513	岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町
周南児童相談所	周南市慶万町 2-13	0834-21-0554	下松市、光市、周南市

中央児童相談所	山口市吉敷下東 4 丁目 17-1	083-902-2189	山口市、防府市、美祢市
宇部児童相談所	宇部市琴芝町 1-1-50	0836-39-7514	宇部市、山陽小野田市
下関児童相談所	下関市貴船町 3 丁目 2-2	083-223-3191	下関市
萩児童相談所	萩市江向 531-1	0838-22-1150	萩市、長門市、阿武町

◆健康福祉センター・保健所

健康福祉センターは県の出先機関で、小児慢性特定疾病医療費等の申請先です。下関市は中核市のため、独自に保健所を設置しています。

名称	住所	電話番号	対象市町
岩国健康福祉センター	岩国市三笠町 1 丁目 1-1	0827-29-1522	岩国市、和木町
柳井健康福祉センター	柳井市南町 3 丁目 9-3	0820-22-3631	柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南健康福祉センター	周南市毛利町 2 丁目 38	0834-33-6422	下松市、光市、周南市
山口健康福祉センター	山口市吉敷下東 3 丁目 1-1	083-934-2528	山口市、防府市
(防府支所)	防府市駅南町 13-40	0835-22-3740	
宇部健康福祉センター	宇部市琴芝町 1 丁目 1-50	0836-31-3200	宇部市、美祢市、山陽小野田市
長門健康福祉センター	長門市東深川 1344-1	0837-22-2811	長門市
萩健康福祉センター	萩市江向 531-1	0838-25-2663	萩市、阿武町
下関市役所保健部健康推進課	下関市南部町 1-1	083-231-1446	下関市
新下関保健センター	下関市秋根南町 2 丁目 4 番 33 号	083-263-6222	
山陽保健センター	下関市長府松小田本町 4 番 15 号	083-246-3885	
彦島保健センター	下関市彦島江の浦町 1 丁目 3 番 9 号	083-226-0111	
菊川保健センター	下関市菊川町大字下岡枝 1480 番地 1	083-287-2171	
豊田保健センター	下関市豊田町大字殿敷 1918 番地 1	083-766-2041	
豊浦保健センター	下関市豊浦町大字川棚 6166 番地 2	083-772-4022	
豊北保健センター	下関市豊北町大字滝部 3140 番地 1	083-782-1962	



○ 障害児支援施設・事業所

◆児童発達支援センター（福祉型）

令和4年4月1日現在の児童発達支援センター（福祉型）の一覧です。

所在地	名称	住所	電話番号
下関市	はたぶ園	下関市幡生本町 26 番 12 号	083-233-9850
宇部市	児童発達支援センターうべつくし園	宇部市あすとぴあ 6 丁目 11 番 21-4 号	0836-31-7489
山口市	子ども発達支援センター愛	山口市富田原町 1 番 50 号	083-933-1070
萩市	子ども発達支援センターからふる	萩市椿東 4509 番地 1	0838-22-2877
防府市	防府市なかよし園	防府市大字牟礼 10084 番地の 1	0835-22-7667
岩国市	児童発達支援センターサンキッズ 岩国	岩国市多田字古市 1277 番地 1	0827-28-5000
長門市	長門市デイ・ケアセンターあゆみ	長門市西深川 3767 番地 5	0837-23-1213
周南市	鼓ヶ浦つばさ園	周南市大字久米 752 番地 4	0834-29-1435
山陽小野田市	山陽小野田こども発達支援センター とことこ	山陽小野田市桜 2 丁目 8 番 17 号	0836-39-5507

◆医療型児童発達支援

令和2年10月1日現在の医療型児童発達支援事業所の一覧です。

所在地	名称	住所	電話番号
宇部市	国立病院機構山口宇部医療センター	宇部市東岐波 685	0836-58-2300
山口市	はあとm+M新山口	山口市小郡平成町 1 番 16 号	083-976-2401

◆障害児入所施設

令和2年10月1日現在の障害児入所施設の一覧です。

<福祉型>

主たる障害	名称	住所	電話番号	短期入所
知的障害	このみ園	宇部市黒石北 5-3-56	0836-41-8145	○
肢体不自由	はなのうら	防府市浜方 205-1	0835-22-3280	○

<医療型>

主たる障害	名称	住所	電話番号	短期入所
重症心身障害	国立病院機構山口宇部医療センター	宇部市東岐波 685	0836-58-2300	○
	国立病院機構柳井医療センター	柳井市伊保庄 95	0820-27-0211	○
	鼓ヶ浦こぼと園	周南市大字久米 752-4	0834-29-1430	○

◆医療的ケア児支援コーディネーター配置事業所

令和4年4月1日現在の医療的ケア児支援コーディネーターが配置されている相談支援事業所等の一覧です。

所在地	名称	住所	電話番号
下関市	相談支援事業所 じねんじょ	下関市生野町二丁目 28 番 20 号	083-252-2227
	相談支援事業所 フェニックス	下関市小野 64 番地の 1	083-256-5336
	下関市子ども発達センター	下関市幡生本町 26 番 12 号	083-233-9850
宇部市	児童発達支援センターうべつくし園	宇部市あすとぴあ 6 丁目 11 番 21-4 号	0836-43-7750
	リトル・バンビ	宇部市新天町一丁目 2-27	0836-43-7347
	サポートスペース創	宇部市妻崎開作 1014-3	0836-43-6300
山口市	子ども発達支援センター愛	山口市富田原町 1 番 50 号	083-933-1070
	子ども発達相談センターぽこ・あ・ぽこ	山口市富田原町 1 番 50 号	083-933-1070
	済生会山口地域ケアセンターやまぐち 障害者生活支援センター	山口市朝倉町 5 番 4 号	083-924-7035
	はあとm+M 新山口	山口市小郡平成町 1 番 16 号	083-976-2401
	はあと相談支援事業所山口	山口市小郡平成町 1 番 18 号	083-976-2400
萩市	萩市障害者生活支援センターほっとす ぺーす	萩市大字江向 510 番地	0838-24-5858
下松市	相談支援センター しょうせい苑	下松市生野屋南 1 丁目 12 番 1 号	0833-48-6022
	相談支援事業所 Reika	下松市西市 2 丁目 2 番 10 号	080-2902-8884
岩国市	岩国市障害者サービスセンター	岩国市岩国 4 丁目 2-20	0827-43-2399
	障害者地域生活支援センターしらかば	岩国市室の木町 3 丁目 1-74	0827-21-8750
	緑風会障害者生活支援センター	岩国市由宇町北 1 丁目 5-20	0827-63-2882
	障害者地域生活支援センタープログレ ス	岩国市美和町生見 12128 番地	0827-95-0500
光市	相談支援センター ひかり苑	光市光ヶ丘 3 番 17 号	0833-44-7377
	歩夢ケアプランセンター	光市室積正木 14 番 3 号	0833-48-8542
長門市	相談支援事業所 いぶき	長門市三隅中 1470 番地	0837-43-0330
	長門市障害者相談支援センター	長門市油谷新別名 1011 番地 1	0837-32-2237
柳井市	やない地域生活支援センター	柳井市柳井 1910 番地 1	0820-22-1205
美祢市	総合相談支援センターみね	美祢市大嶺町東分 1710-1	0837-54-0039
周南市	総合相談支援センターぱれっと	周南市大字久米 752 番地 4	0834-29-3294
山陽小野田市	相談支援事業所のぞみ	山陽小野田市高栄 3 丁目 6-15	0836-83-0001
周防大島町	たちばな園 相談支援事業所	周防大島町大字油良 1020 番地	0820-73-5010

田布施町	地域生活支援センターたんぼぼ	田布施町大字川西 1144 番地	0820-52-5810
平生町	児童発達支援 あおぞら	平生町大字平生村 824-3	0820-25-3365
阿武町	阿武町総合相談センター	阿武町大字奈古 3081 番地 5	08388-2-3313

◆医療的ケア児支援センター

令和4年4月1日現在の医療的ケア児支援センターの一覧です。

所在地	名称	住所	電話番号
周南市	山口県東部医療的ケア児支援センター	周南市久米 752 番地 4	0834-34-6330
下関市	山口県西部医療的ケア児支援センター	下関市生野町 2 丁目 29-3	083-252-2227

<業務内容>

- ・ 医療的ケア児及びその家族等への相談対応、情報提供・助言
- ・ 関係機関等との連絡調整、地域支援
- ・ 関係機関等への情報提供、従事者研修の実施

○ 関係する親の会

◆医療的ケア児、重症心身障害児者を育てる親の会

山口県内で活動している医療的ケア児等を養育する親の会があります。定期的に相談会なども開催しており、同じ悩みを抱える親同士で情報交換などができます。

○山口県重症心身障害児（者）を守る会

重症心身障害児（者）を守る会は、重症心身障害の子どもを養育する親の会で、施設対策と在宅対策の運動をすすめ、親の意識の啓発と連携を密にするために、地域活動や施設活動を行っています。

<連絡先> 083-224-2081（会長宅）

○山口県肢体不自由児者父母の会連合会

肢体不自由児者父母の会連合会は、身体障害の子どもを養育する親の会で、福祉に関する社会的啓発や親同士の交流等を行っています。

<連絡先> 083-925-2424（事務局）

【発行日】 令和2年12月

【発行】 山口県健康福祉部障害者支援課
〒753-8501 山口市滝町1-1
電話：083-933-2764
メール：a14100@pref.yamaguchi.lg.jp

【協力】 山口県医療的ケア児支援地域協議会
山口県内市町障害福祉担当課